

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運航規程及び整備規程の認可及び変更の認可
- ② 手続根拠 : 航空法第104条第1項
- ③ 手続対象者 : 航空運送事業者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先 :

(運航規程)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、
国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731
- (2) 上記以外のものにあつては、
東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518~7520)
大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218~5220)

(整備規程)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、
国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8732
- (2) 上記以外のものにあつては、
東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591~7594)
大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 :

(運航規程)

提出先である

- 国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731
- 東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518~7520)
- 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5265、5266)

(整備規程)

提出先である

国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8732

東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591~7594)

大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

3. 手続情報

① 審査基準 : 航空法施行規則第214条に規定するところによる。

② 標準処理期間 :

(運航規程)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの

・ 設定認可 : 5~6ヶ月

・ 変更認可 : 2~4週間

(2) 上記以外のもの

・ 設定認可 : 1~2ヶ月

・ 変更認可 : 2~4週間

(整備規定)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの

・ 設定認可 : 5~6ヶ月

・ 変更認可 : 1ヶ月

(2) 上記以外のもの

・ 設定認可 : 2ヶ月

・ 変更認可 : 1ヶ月

③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)